平成 28 年 7 月 15 日

各　位

不動産投資信託証券発行者名
大阪市北区茶屋町 19 番 19 号
阪急リート投資法人
代表者名
執行役員　白木　義章
（コード番号：8977）
資産運用会社名
阪急リート投信株式会社
代表者名
代表取締役社長　白木　義章
問合せ先
ＩＲ・広報部長　吉田　洋
TEL. 06-6376-6823

規約の変更及び役員の選任に関するお知らせ

阪急リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の役員会におきまして、下記の規約の変更及び役員の選任について、平成 28 年８月 25 日に開催される本投資法人の第９回投資主総会（以下、「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．規約変更の理由及び内容について

（１）　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）が改正されたことに伴い、投資主総会の決議によって、法令で定める限度において、役員の任期を延長し又は短縮することができる旨の規定を新設するものです。（現行規約第 20 条第１項関係）

（２）　資産を主として投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成 12 年総理府令第 129 号。その後の改正を含みます。）第 105 条第１号ヘに定める不動産等資産に投資して運用を行う旨の定めについて、明確化の観点から所要の規定の変更を行うものです。（現行規約第 27 条関係）

（３）　租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号。その後の改正を含みます。）の改正により、投資法人が課税の特例適用を受けるための要件が変更されたため、不要となった投資制限に関する規定を削除するものです。（現行規約第 28 条第６項関係）

（４）　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令第 480 号。その後の改正を含みます。）の改正により、再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権が特定資産に追加されたこと等を踏まえ、これらの資産及びその他本投資法人の資産の運用にあたり必要と判断される資産等を本投資法人の投資対象として追加すべく、所要の規定の変更を行うものです。（現行規約第 29 条第４項及び第５項関係）

（５）　投資法人の税会不一致の問題に関連して、投資法人の計算に関する規則（平成 18 年内閣府令第 47 号。その後の改正を含みます。）及び租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含みます。）等の改正に伴い、本投資法人における課税負担の発生を抑えることを目的として、利益を超えた金銭の分配を可能とする旨の規定を新設するとともに、関連する規定につき必要な変更等を行うものです。（現行規約第 36 条第（１）号、（２）号関係）

（６）　上記の他、投信法の改正が施行されたことに伴い不要となった附則の削除、表現の変更及び明確化、条文の整備、字句の修正等を行うものです。

（規約変更の詳細につきましては、添付「第９回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。）

２．役員の選任について

執行役員白木義章、監督役員宇多民夫及び堀之内清孝は、平成 28 年８月 31 日をもって任期満了となります。つきましては、平成 28 年９月１日付での執行役員１名（候補者：白木義章）及び監督役員２名（候補者：宇多民夫、鈴木基史）の選任に関する議案を、本投資主総会に提出いたします。

また、補欠執行役員庄司敏典、補欠監督役員鈴木基史の選任に係る決議は、平成 28 年８月 31 日をもって効力を失うことから、執行役員、監督役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員１名（候補者：庄司敏典）及び補欠監督役員１名（候補者：塩路広海）の選任に関する議案を、本投資主総会に提出いたします。

（役員選任に関する詳細につきましては、添付「第９回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。）

３．日程

平成 28 年　７月 15 日　　役員会にて本投資主総会提出議案を決議
平成 28 年　８月　８日　　本投資主総会招集通知発送（予定）
平成 28 年　８月 25 日　　本投資主総会開催、規約変更及び役員選任議案を付議(予定)

以　上

＊　本資料の配布先：兜倶楽部、大阪証券記者クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
＊　本投資法人のウェブサイト　http://www.hankyu-reit.jp/

＜添付資料＞
・参考資料　　第９回投資主総会招集ご通知

平成28年８月８日

投 資 主 各 位

大 阪 市 北 区 茶 屋 町 19 番 19 号
阪 急 リ ー ト 投 資 法 人
執行役員　白 木 義 章

第９回投資主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第９回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、本投資主総会に当日ご出席願えない場合は、後記投資主総会参考書類をご検討下さいまして、お手数ながら同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成28年８月24日（水曜日）午後５時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第１項の規定に基づき、現行規約第15条第１項において、「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす」旨を定めております。

従いまして、本投資主総会に当日ご出席いただけず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をいただけない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案に賛成したものとみなされ、投資主様の議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますので、ご留意願います。

敬　具

記

１．日　　時：平成28年８月25日（木曜日）午前10時

２．場　　所：大阪市北区茶屋町19番19号
ホテル阪急インターナショナル　６階　瑞鳥
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照下さい。）

３．投資主総会の目的である事項：

決 議 事 項

第１号議案　規約一部変更の件
第２号議案　執行役員１名選任の件
第３号議案　補欠執行役員１名選任の件
第４号議案　監督役員２名選任の件
第５号議案　補欠監督役員１名選任の件

以　上

◎本投資主総会に当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である阪急リート投信株式会社による「運用状況報告会」を開催する予定です（なお、平成28年９月６日（火曜日）に東京都所在の会場においても、「運用状況報告会」を開催する予定です。詳細は、同封の「運用状況報告会（東京）開催のご案内」をご参照下さい。）。

◎投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する場合の周知方法

投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人ウェブサイト（http://www.hankyu-reit.jp/）に掲載いたしますので、ご了承下さい。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方１名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　規約一部変更の件

１．変更の理由

(1) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）が改正されたことに伴い、投資主総会の決議によって、法令で定める限度において、役員の任期を延長し又は短縮することができる旨の規定を新設するものです。（現行規約第20条第１項関係）

(2) 資産を主として投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。）第105条第１号ヘに定める不動産等資産に投資して運用を行う旨の定めについて、明確化の観点から所要の規定の変更を行うものです。（現行規約第27条関係）

(3) 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。その後の改正を含みます。）の改正により、投資法人が課税の特例適用を受けるための要件が変更されたため、不要となった投資制限に関する規定を削除するものです。（現行規約第28条第６項関係）

(4) 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含みます。）の改正により、再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権が特定資産に追加されたこと等を踏まえ、これらの資産及びその他本投資法人の資産の運用にあたり必要と判断される資産等を本投資法人の投資対象として追加すべく、所要の規定の変更を行うものです。（現行規約第29条第４項及び第５項関係）

(5) 投資法人の税会不一致の問題に関連して、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）等の改正に伴い、本投資法人における課税負担の発生を抑えることを目的として、利益を超えた金銭の分配を可能とする旨の規定を新設するとともに、関連する規定につき必要な変更等を行うものです。（現行規約第36条第(1)号、(2)号関係）

(6) 上記の他、投信法の改正が施行されたことに伴い不要となった附則の削除、表現の変更及び明確化、条文の整備、字句の修正等を行うものです。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　　行　　規　　約	変　　更　　案
第１章　総　則 第１条～第４条　［条文省略］ 第２章　投資口 第５条～第８条　［条文省略］ 第３章　投資主総会 第９条～第17条　［条文省略］ 第４章　役員及び役員会 第18条～第19条　［条文省略］ （役員の任期） 第20条　役員の任期は、就任後２年とする。但し、補欠として又は増員のため選任された役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。 ２．　［条文省略］ 第21条～第26条　［条文省略］	第１章　総　則 第１条～第４条　［現行どおり］ 第２章　投資口 第５条～第８条　［現行どおり］ 第３章　投資主総会 第９条～第17条　［現行どおり］ 第４章　役員及び役員会 第18条～第19条　［現行どおり］ （役員の任期） 第20条　役員の任期は、就任後２年とする。但し、投資主総会の決議によって、法令で定める限度において、その期間を延長し又は短縮することを妨げない。また、補欠として又は増員のため選任された役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。 ２．　［現行どおり］ 第21条～第26条　［現行どおり］

現　行　規　約	変　更　案
第５章　資産運用 （資産運用の基本方針） 第27条　本投資法人は、中長期にわたり安定収益の確保を図ることを目標とし、主として不動産等資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）第105条第１号へに定める不動産等資産のうち、不動産等（第29条第２項各号に掲げる不動産等をいう。以下同じ。）に該当するものをいう。以下同じ。）に投資して運用を行う。また、本投資法人は、不動産等資産に該当しない不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券（第29条第３項各号に掲げる不動産対応証券をいう。以下同じ。）その他の資産にも投資することができるものとする。	第５章　資産運用 （資産運用の基本方針） 第27条　本投資法人は、中長期にわたり安定収益の確保を図ることを目標とし、主として不動産等資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）第105条第１号へに定める不動産等資産をいう。以下同じ。）に投資して運用を行う。また、本投資法人は、不動産等資産に該当しないその他の資産にも投資することができるものとする。
（投資態度） 第28条　　［条文省略］ ２．本投資法人は、主として商業用途又は事務所用途の区画を有する不動産等及びかかる不動産等を裏付けとする不動産対応証券を投資対象とし、中でも商業用途区画に重点を置いて投資を行う。また、本投資法人は、全国を投資対象エリアとし、中でも関西圏（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県及び和歌山県）に重点を置いて投資を行う。 ３．～５．　［条文省略］	（投資態度） 第28条　　［現行どおり］ ２．本投資法人は、主として商業用途又は事務所用途の区画を有する不動産等（第29条第２項各号に掲げる不動産等をいう。以下同じ。）及びかかる不動産等を裏付けとする不動産対応証券（第29条第３項各号に掲げる不動産対応証券をいう。以下同じ。）を投資対象とし、中でも商業用途区画に重点を置いて投資を行う。また、本投資法人は、全国を投資対象エリアとし、中でも関西圏（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県及び和歌山県）に重点を置いて投資を行う。 ３．～５．［現行どおり］

現　行　規　約	変　更　案
６．本投資法人は、その有する資産の総額のうちに占める不動産等（不動産（投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含む。）第37条第３項第２号イ、ロ及びホに掲げる資産をいう。以下本項において同じ。）、不動産の賃借権、同号ヘに掲げる資産、地上権及び地役権並びにこれらの資産を信託する信託の受益権をいう。）の価額の割合を100分の70以上とする。	［削除］
（資産運用の対象とする特定資産の種類） 第29条　　［条文省略］ ２．～３．　［条文省略］ ４．本投資法人は、前２項に掲げる資産を投資対象とするほか、次に掲げる特定資産に投資することができる。 (1)～(8)　［条文省略］ (9)　投資法人債券（投信法第２条第18項に定めるものをいう。） (10)～(14)［条文省略］ ［新設］ ［新設］	（資産運用の対象とする特定資産の種類） 第29条　　［現行どおり］ ２．～３．［現行どおり］ ４．本投資法人は、前２項に掲げる資産を投資対象とするほか、次に掲げる特定資産に投資することができる。 (1)～(8)［現行どおり］ (9)　投資法人債券（投信法第２条第20項に定めるものをいう。） (10)～(14)［現行どおり］ (15)　再生可能エネルギー発電設備（投信法施行令第３条第11号で定めるものをいう。） (16)　公共施設等運営権（投信法施行令第３条第12号で定めるものをいう。）
５．本投資法人は、不動産等への投資にあたり、必要がある場合には、以下に掲げる資産に投資することができる。 (1)～(3)　［条文省略］ ［新設］	５．本投資法人は、不動産等への投資にあたり、必要がある場合には、以下に掲げる資産に投資することができる。 (1)～(3)［現行どおり］ (4)　民法上の動産（但し、前項第(15)号に掲げる資産を除き、また、設備、備品その他の構造上又は利用上不動産等に附加されたものに限る。）

現　行　規　約	変　更　案
(4) その他特定の不動産等に付随する資産で、当該不動産等と併せて取得するその他の権利 6．金融商品取引法第２条第２項に定める有価証券表示権利について当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合においては、当該権利を当該有価証券とみなして、本条第２項から第５項を適用するものとする。	(5) その他特定の不動産等に付随する資産又は権利で、当該不動産等と併せて取得するもの 6．金融商品取引法第２条第２項に定める有価証券表示権利について当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合においては、当該権利を当該有価証券とみなして、第２項から第５項を適用するものとする。
第30条　［条文省略］	第30条　［現行どおり］
（組入資産の貸付・運用及び第三者のための担保提供） 第31条　本投資法人は、特定資産である不動産について、運用を図ることを目的とし第三者との間で賃貸借契約を締結し貸付を行うことを原則とし、特定資産である信託受益権に係る信託財産である不動産については当該信託の受託者に第三者との間で賃貸借契約を締結させ貸付を行うことを原則とする。 2．［条文省略］ 3．本投資法人は、運用資産に属する不動産以外の運用資産の貸付を行うことがある。 4．［条文省略］	（組入資産の貸付け・運用及び第三者のための担保提供） 第31条　本投資法人は、特定資産である不動産について、運用を図ることを目的とし第三者との間で賃貸借契約を締結し貸付けを行うことを原則とし、特定資産である信託受益権に係る信託財産である不動産については当該信託の受託者に第三者との間で賃貸借契約を締結させ貸付けを行うことを原則とする。 2．［現行どおり］ 3．本投資法人は、運用資産に属する不動産以外の運用資産の貸付けを行うことがある。 4．［現行どおり］
第６章　資産評価 （資産評価の方法、基準、基準日） 第32条　本投資法人の資産評価の方法は、運用資産の種類毎に定めるものとし、原則として以下のとおりとする。 (1)　［条文省略］	第６章　資産評価 （資産評価の方法、基準、基準日） 第32条　本投資法人の資産評価の方法は、運用資産の種類毎に定めるものとし、原則として以下のとおりとする。 (1)　［現行どおり］

現　行　規　約	変　更　案
(2) 第29条第２項第(4)号から第(6)号までに定める信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分 信託財産又は匿名組合の構成資産が不動産の場合は前号に従った評価を、その他の資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価をした上で、これらの合計額から信託負債の額又は匿名組合の負債合計額を控除して、信託の受益権の持分相当額又は当該匿名組合出資持分相当額を算定した価額とする。	(2) 第29条第２項第(4)号から第(6)号までに定める信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分 信託財産又は匿名組合の構成資産が不動産、不動産の賃借権及び地上権の場合は前号に従った評価を、その他の資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価をした上で、これらの合計額から信託負債の額又は匿名組合の負債合計額を控除して、信託の受益権の持分相当額又は当該匿名組合出資持分相当額を算定した価額とする。
(3)～(8)　［条文省略］	(3)～(8)［現行どおり］
２．資産運用報告等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、以下のように評価するものとする。	２．資産運用報告等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、以下のように評価するものとする。
(1)　［条文省略］	(1)　［現行どおり］
(2) 第29条第２項第(4)号から第(6)号までに定める信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分 信託財産又は匿名組合の構成資産が不動産の場合は第(1)号に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価をした上で、これらの合計額から信託負債の額又は匿名組合の負債合計額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託受益権の持分相当額を算定した価額とする。	(2) 第29条第２項第(4)号から第(6)号までに定める信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分 信託財産又は匿名組合の構成資産が不動産、不動産の賃借権及び地上権の場合は第(1)号に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価をした上で、これらの合計額から信託負債の額又は匿名組合の負債合計額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託受益権の持分相当額を算定した価額とする。
３．　［条文省略］	３．　［現行どおり］
第33条　［条文省略］	第33条　［現行どおり］

現　　行　　規　　約	変　　更　　案
第７章　借入れ及び投資法人債の発行 （借入れ及び投資法人債の発行） 第34条　　［条文省略］ ２．前項に係る借入れ及び投資法人債の発行により調達した金銭の使途は、特定資産の取得資金、貸付を行う不動産及び信託受益権に係る信託財産である不動産に係る工事代金、敷金・保証金の返還、分配金の支払、本投資法人の費用の支払、借入金及び投資法人債の債務の履行を含む債務の返済及び運転資金とする。但し、短期投資法人債の発行により調達した資金の使途又は目的については、法令に定める範囲に限るものとする。 ３．　　［条文省略］ ４．資金を借入れる場合、金融商品取引法第２条第３項第１号に規定する適格機関投資家（但し、機関投資家（租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含む。以下「租税特別措置法」という。）第67条の15第１項第１号ロ(2)に規定するものをいう。）に限る。）からの借入れに限るものとする。 ５．　　［条文省略］ 第８章　計算 第35条　　［条文省略］ （金銭の分配の方針） 第36条　本投資法人は、原則として以下の方針に従って金銭の分配を行う。 (1) 利益の分配 ①　　［条文省略］	第７章　借入れ及び投資法人債の発行 （借入れ及び投資法人債の発行） 第34条　　［現行どおり］ ２．前項に係る借入れ及び投資法人債の発行により調達した金銭の使途は、特定資産の取得資金、貸付けを行う不動産及び信託受益権に係る信託財産である不動産に係る工事代金、敷金・保証金の返還、分配金の支払、本投資法人の費用の支払、借入金及び投資法人債の債務の履行を含む債務の返済及び運転資金とする。但し、短期投資法人債の発行により調達した資金の使途又は目的については、法令に定める範囲に限るものとする。 ３．　　［現行どおり］ ４．資金を借り入れる場合、金融商品取引法第２条第３項第１号に規定する適格機関投資家（但し、機関投資家（租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含む。以下「租税特別措置法」という。）第67条の15第１項第１号ロ(2)に規定するものをいう。）に限る。）からの借入れに限るものとする。 ５．　　［現行どおり］ 第８章　計算 第35条　　［現行どおり］ （金銭の分配の方針） 第36条　本投資法人は、原則として以下の方針に従って金銭の分配を行う。 (1) 利益の分配 ①　　［現行どおり］

現　行　規　約	変　更　案
②　分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15に規定される本投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益の額」という。）の100分の90（但し、法令改正等により配当可能利益の内容又は当該比率に変更があった場合には変更後の内容又は比率とする。以下第(2)号において同じ。）に相当する金額を超えて本投資法人が決定する金額とする。 なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができる。 (2)　利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額以下である場合、又は不動産市況の動向等により本投資法人が適切と判断した場合、法令等（一般社団法人投資信託協会の定める規則を含む。）に定める金額を限度として、本投資法人が決定した金額を利益を超えた金銭として分配することができる。但し、上記の場合において金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件に合致しない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。 (3)～(5)　［条文省略］	②　分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15に規定される本投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益の額」という。）の100分の90（但し、法令改正等により配当可能利益の内容又は当該比率に変更があった場合には変更後の内容又は比率とする。以下第(2)号において同じ。）に相当する金額を超えて本投資法人が決定する金額とする。 なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立て、又は留保その他の処理を行うことができる。 (2)　利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、不動産市況の動向等により本投資法人が適切と判断した場合、又は本投資法人における課税負担の発生を抑えることを目的として本投資法人が適切と判断する場合、法令等（一般社団法人投資信託協会の定める規則を含む。）に定める金額を限度として、本投資法人が決定した金額を利益を超えた金銭として分配することができる。 (3)～(5)［現行どおり］

現　　行　　規　　約	変　　更　　案
第９章　会計監査人 第37条～第39条　［条文省略］ 第10章　業務及び事務の委託 第40条～第42条　［条文省略］ 第11章　附則 （改正の効力発生） 第43条　第６条第２項の新設に係る改正は、投資法人が自己投資口を取得することができる旨を予め規約に定めた場合には、投資法人が自己投資口を取得することができる旨の投信法の改正の施行日において、効力を生じるものとする。 ２．第10条第２項及び第３項の新設に係る改正は、一定の日及びその日以後、遅滞なく、投資主総会を招集する旨を規約で定めた場合には、投資主総会の開催に係る公告を要しない旨の投信法の改正の施行日において、効力を生じるものとする。 （別紙）資産運用報酬の額及び支払に関する基準並びに支払時期 （運用報酬１）　［省略］ （運用報酬２）　本投資法人の各営業期間における分配可能額に応じ、以下の計算式より求められた金額に消費税額を加算した金額とする。 （計算式）　［省略］ （運用報酬３）　［省略］	第９章　会計監査人 第37条～第39条　［現行どおり］ 第10章　業務及び事務の委託 第40条～第42条　［現行どおり］ ［削除］ （別紙）資産運用報酬の額及び支払に関する基準並びに支払時期 （運用報酬１）　［現行どおり］ （運用報酬２）　本投資法人の各営業期間における分配可能額に応じ、以下の計算式により求められた金額に消費税額を加算した金額とする。 （計算式）　［現行どおり］ （運用報酬３）　［現行どおり］

第２号議案　執行役員１名選任の件

執行役員白木義章は、平成28年８月31日をもって任期満了となります。つきましては、平成28年９月１日付での執行役員１名の選任をお願いするものであります。なお、任期は、投信法第99条第２項及び第１号議案による変更後の本投資法人規約第20条第１項但し書の定めを適用し、就任する平成28年９月１日より、選任後２年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。但し、投信法第99条第２項及び変更後の本投資法人規約の適用は、第１号議案が承認可決されることを条件とします。

また、執行役員選任に関する本議案は、平成28年７月15日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略　　歴
白木義章（しらき よしあき） （昭和31年10月７日）	昭和54年４月　阪急電鉄株式会社入社 平成３年４月　同　経理部財務企画課調査役 平成７年６月　同　経営管理室調査役 平成13年４月　同　グループ政策推進室調査役 平成13年６月　株式会社阪急交通社　出向 国際輸送事業本部企画室調査役 平成14年６月　同　取締役兼執行役員社長室長 平成16年５月　阪急リート投信株式会社　取締役（非常勤） 平成16年６月　同　出向　取締役業務管理部長 平成18年10月　阪急リート投資法人　補欠執行役員 平成18年12月　阪急リート投信株式会社　取締役業務部長 平成19年４月　同　取締役 平成23年４月　同　常務取締役 平成24年６月　阪急リート投資法人　執行役員（現在） 平成24年６月　阪急リート投信株式会社　代表取締役社長（現在）

・平成28年５月31日現在、上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を、累積投資制度を利用することにより29口所有しております。

・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である阪急リート投信株式会社の代表取締役社長であります。その他、上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第３号議案　補欠執行役員１名選任の件

補欠執行役員庄司敏典の選任に係る決議は、平成28年８月31日をもって効力を失うことから、執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第20条第２項本文の定めにより、第２号議案における執行役員の任期が満了する時までとなります。

補欠執行役員選任に関する本議案は、平成28年７月15日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略　　歴
庄　司　敏　典 （しょう　じ　とし　のり） （昭和35年６月13日）	昭和58年４月　阪急電鉄株式会社入社 平成７年６月　株式会社阪急リエゾンサービス　出向 平成９年６月　同　取締役梅田営業部長 平成13年４月　阪急電鉄株式会社　流通営業第一部調査役 平成18年11月　同　不動産運用部調査役 平成20年４月　同　不動産運用部長 平成20年４月　阪急リート投信株式会社　監査役（非常勤） 平成22年４月　阪急不動産株式会社　経営企画部長 平成24年４月　阪急リート投信株式会社　出向　取締役 平成28年４月　同　常務取締役（現在）

・平成28年５月31日現在、上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を、累積投資制度を利用することにより36口所有しております。

・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である阪急リート投信株式会社の常務取締役であります。その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　監督役員２名選任の件

監督役員宇多民夫及び堀之内清孝は、平成28年８月31日をもって任期満了となります。つきましては、平成28年９月１日付での監督役員２名の選任をお願いするものであります。なお、任期は、第１号議案による変更後の本投資法人規約第20条第１項但し書の定めを適用し、就任する平成28年９月１日より、選任後２年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。但し、当該変更後の本投資法人規約の適用は、第１号議案が承認可決されることを条件とします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴
1	宇多民夫（うだたみお） （昭和20年３月31日）	昭和49年４月　弁護士登録（大阪弁護士会） 関西法律特許事務所入所 昭和52年10月　原田・宇多法律事務所（現　宇多法律事務所）設立（現在） 平成10年４月　大阪弁護士会副会長 平成16年12月　阪急リート投資法人　監督役員（現在） 平成17年４月　大阪府建設工事紛争審査会委員 平成21年６月　栗田工業株式会社　監査役（現在）
2	鈴木基史（すずきもとふみ） （昭和25年１月28日）	昭和48年４月　監査法人朝日会計社（現　有限責任あずさ監査法人）入社 昭和52年３月　公認会計士登録 昭和52年６月　税理士登録 昭和57年７月　鈴木公認会計士事務所開設（現在） 平成18年４月　甲南大学会計大学院教授 平成19年３月　アーバンライフ株式会社　監査役 平成22年８月　阪急リート投資法人　補欠監督役員（現在）

・上記監督役員候補者両名は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
・上記監督役員候補者両名と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
・上記監督役員候補者宇多民夫は、宇多法律事務所の所長であります。
・上記監督役員候補者鈴木基史は、鈴木公認会計士事務所の所長であります。

第５号議案　補欠監督役員１名選任の件

補欠監督役員鈴木基史の選任に係る決議は、平成28年８月31日をもって効力を失うことから、監督役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案において、補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第20条第２項本文の定めにより、第４号議案における監督役員の任期が満了する時までとなります。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略　　歴
塩路広海（しおじひろうみ） （昭和32年１月28日）	昭和62年４月　弁護士登録（大阪弁護士会） 浅岡法律事務所（現　浅岡・瀧法律会計事務所）入所 平成３年４月　塩路法律事務所設立（現在） 平成19年６月　株式会社立花エレテック監査役（現在） 平成21年４月　大阪弁護士会副会長 平成24年４月　大阪府コンプライアンス委員 平成27年６月　株式会社フジシールインターナショナル取締役（現在）

・上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
・上記補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
・上記補欠監督役員候補者は、塩路法律事務所の所長であります。

参考情報

本投資主総会に提出される議案のうちに、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも投資信託及び投資法人に関する法律第93条第１項及び本投資法人の現行規約第15条第１項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第１号議案から第５号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以　上

投資主総会会場ご案内図

【会　場】　大阪市北区茶屋町19番19号
ホテル阪急インターナショナル　６階　瑞鳥

【電　話】　06－6377－2100（ホテル代表番号）

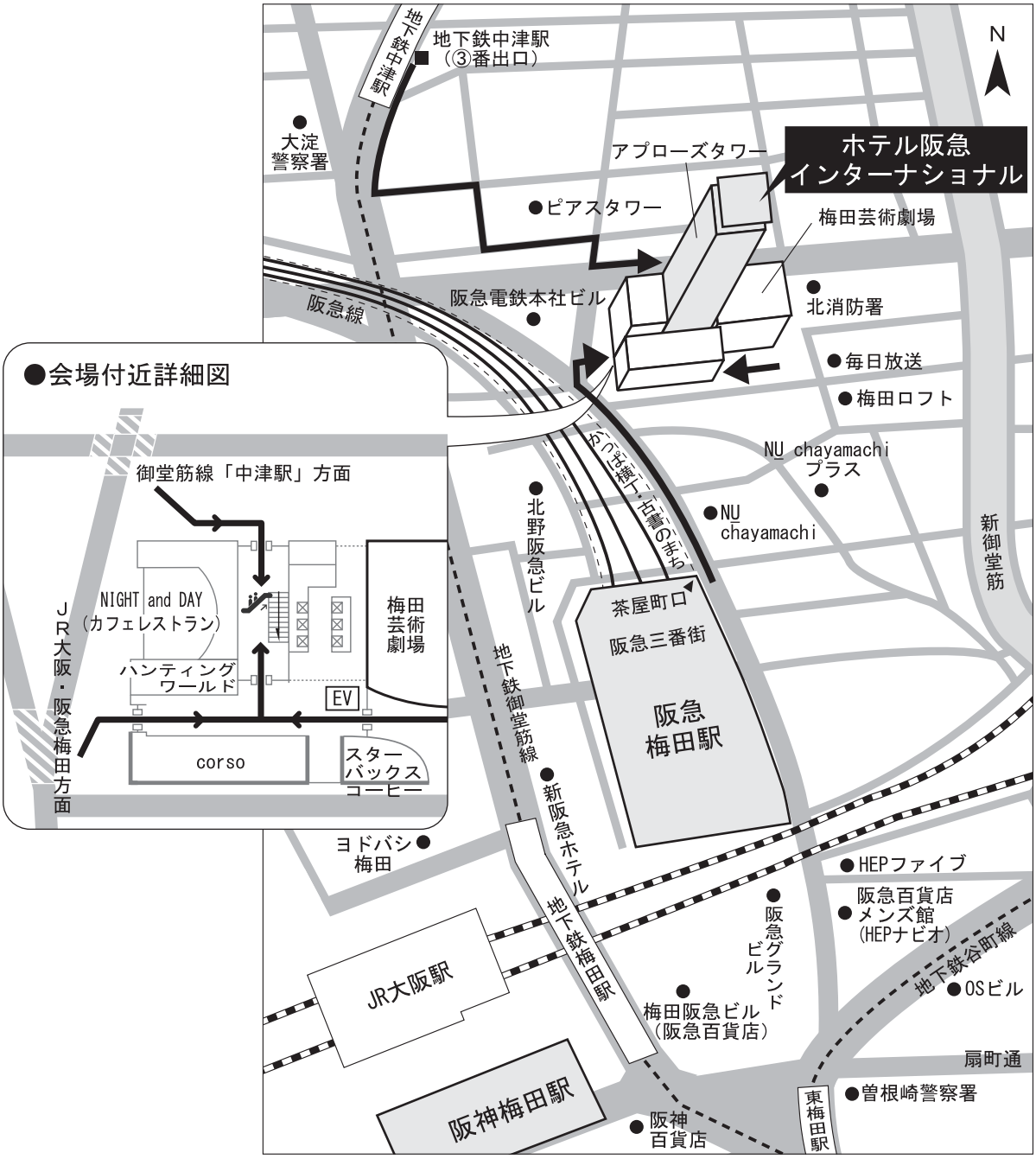

【交　通】
阪急梅田駅茶屋町口より徒歩約６分
地下鉄御堂筋線中津駅③番出口より徒歩約５分
ＪＲ大阪駅より徒歩約10分
阪神梅田駅より徒歩約15分

お願い：駐車場のご用意はいたしておりませんので、予めご了承願います。